令和５年度
温室効果ガス排出量
調査結果報告書

～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進～

雫石町

目　　次

1　計画の範囲 1

2　排出する温室効果ガスの範囲 2

3　各課・各施設等の取組み状況 3

4　活動量の比較 6

5　活動内容別の温室効果ガス排出量の比較 7

6　施設の種類別温室効果ガス排出量 9

7　課・室ごとの温室効果ガス排出量 10

8　課・室ごとの電気料金・燃料費 11

9　温室効果ガス排出量の目標達成状況 12

10　第Ⅴ期計画における基準年度（Ｒ１年度）との比較 12

11　総論 13

12　今後の取組み 13

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、令和３年３月に策定された「雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）」により、令和５年度の本町における温室効果ガス排出量の結果を報告します。

【参考】
地球温暖化対策の推進に関する法律
（地方公共団体実行計画等）
第21条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）計画期間
（２）地方公共団体実行計画の目標
（３）実施しようとする措置の内容
（４）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

１　計画の範囲

この計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務全般となります。各課で所管している対象施設は、次のとおりです。

表１　対象施設等一覧（下線は、指定管理施設）

総務課	役場庁舎、駅前事務所、中町バス待合所、公用車等
総合政策課	七ツ森地域交流センター ※旧橋場小学校、旧大村小学校（令和５年度から地域づくり推進課より所管替え）
防災課	消防施設、消防車等
町民課環境対策室	火葬場、墓地公園、春木場駅公衆トイレ
総合福祉課	老人憩の家、地域包括支援センター
健康子育て課	健康センター、保健センター、雫石診療所、公用車等
子ども子育て支援室	御明神保育所、西根保育所、雫石児童館 ※橋場・大村へき地保育所は令和３年度から休所しているため対象外 ※にじいろ保育園は町の管理運営ではないため令和３年度から対象外 ※七ツ森放課後児童クラブは令和３年度に七ツ森小学校敷地内に新築されたことにより、令和３年度から七ツ森小学校に含まれている。
農林課	農業者トレーニングセンター、御所防災ダム管理事務所、七ツ森山村広場トイレ、コテージむら管理センター、体験農園、しずくいしアグリリサイクルセンター、道の駅農林産物処理加工施設、伝統文化保存伝承交流センター、南畑地区農林産物処理加工施設、公用車等 ※桑原飲料水給水施設、小赤沢飲料水給水施設は未使用のため対象外

観光商工課	雫石銀河ステーション、町民憩いの家鶯宿集会所、玄武洞さわやかトイレ、ふれあいひろばさわやかトイレ、ありね山荘、道の駅浄化槽、道の駅急速充電器、滝ノ上休憩舎、道の駅地域交流拠点施設、まちおこしセンター、御神坂登山口休憩施設、旧上長山小学校（令和３年度から地域づくり推進課より所管替） ※旧国見山荘は令和３年度から休止のため対象外
地域整備課	アルペン記念公園、中町公園、鶯宿地区ロードヒーティング施設、雫石中央線融雪施設、下川原岩持線アンダーパスポンプ場、町道関連橋灯、源大堂住宅、竜川河川公園、町道関連街路灯、南町線融雪施設、鶯宿地区水辺公園、定住促進住宅、公用車等
上下水道課	簡易水道施設、下水道施設、上水道施設、公用車等
学校教育課	中学校１校、小学校５校、公用車等
生涯文化スポーツ課	歴史民俗資料館、青少年ホーム、総合運動公園、屋内ゲートボール場、クロスカントリースキー場、鶯宿運動場、御明神運動場、西山運動場、鶯宿温泉スポーツセンター（令和５年度名称変更）、いわて雫石アーチェリーセンター（令和４年度追加）、中央公民館・図書館、雫石公民館・御所公民館・御明神公民館・西山公民館（令和５年度から地域づくり推進課より所管替え）、旧西根小学校（令和３年度から地域づくり推進課より所管替え）、公用車等

≪実行計画の取組み≫

町では、一事業者として自らの事務・事業により排出される温室効果ガスを率先して削減し、地域環境の保全と地球環境の保全に寄与するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、令和３年３月に『雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）』を策定しています。この計画では、令和元年度を基準年度として、令和３年度から令和７年度までの５年間で５％以上（年１％）の削減を目標に取組むこととしています。

２　排出する温室効果ガスの範囲

排出する温室効果ガスと、それに係る活動内容の区分は次のとおりです。なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている物質は７種類ですが、パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）については、把握が困難なため調査対象外としています。

表２　温室効果ガスの調査種類

種　　類		ガス排出の原因となる活動
二酸化炭素	CO_2	電気の使用、燃料の使用
メタン	CH_4	ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
一酸化二窒素	N_2O	ディーゼル燃料の使用、ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	ＨＦＣ	自動車用エアコンの使用・廃棄

※ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（ＰＦＣ）・・主に、半導体基板の洗浄剤や代替フロンに用いられる。
※六ふっ化硫黄（SF_6）・・電子機器の絶縁体として使用されている。
※三ふっ化窒素（NF_3）・・主に、半導体集積回路のプラズマエッチングに用いられる。

３　各課・各施設等の取組み状況

各課・各施設における、『雫石町地球温暖化対策実行計画（第Ⅴ期計画）』に基づく取組状況は以下のとおりです。

表３　各施設等における取組状況集計数値（網掛けは75％未満）

具体的な取組項目		取組割合
1 照明の省エネルギー		95.5%
①	不必要な場所の照明は、こまめに消灯する。	96.8%
②	昼休みは、必要箇所以外消灯する。	95.9%
③	会議室、トイレ、給湯室、書庫等は使用時のみ点灯（消灯）する。	100.0%
④	残業時は、必要な場所のみ点灯する。	100.0%
⑤	一定の明るさが確保できる場合や日当たりの良い場所では間引き照明に努める。	84.9%
2 空調の適正管理		90.7%
①	クールビズ・ウォームビズの取組を推進する。	100.0%
②	空調機器の設定温度は、気象状況等に応じて適切な温度に設定する。（環境省の目安では、冷房28℃、暖房20℃）	74.0%
③	空調使用時は、窓や扉を締め、カーテン、ブラインド、植栽（緑のカーテン）等を活用して、冷暖房の効果を高める。	98.0%
3 ＯＡ機器・家電機器の省エネルギー		67.0%
①	ＯＡ機器（パソコン、コピー機等）は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切る。	87.8%
②	退庁時は、不要なＯＡ機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努める。	46.0%
③	電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とし、未使用時はコンセントを抜く。	67.3%
4 公用車の効率的運用		94.3%
①	アイドリングストップや急発進、急加速、急停車を控える等、エコドライブに努める。	100.0%
②	タイヤの空気圧点検を定期的に実施する。	88.5%
③	近距離の移動は、徒歩を利用する。	96.8%
④	できる限り公共交通機関の利用や公用車の乗り合いに努める。	88.9%
⑤	車両更新時には、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車を導入する。	90.0%
⑥	車内は整理整頓し、不要な荷物は積載しないように努める。	96.3%
⑦	毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行う。	100.0%
5 用紙使用量削減		95.3%
①	両面印刷または集約印刷を実施し、用紙使用量の削減に努める。	97.9%
②	ミスコピー用紙等、使用可能な用紙の裏面活用、封筒、ファイル等の再利用に努める。	97.9%
③	パソコンのプレビュー画面の活用や、コピー機の使用前後は必ずリセットボタンを使用し、印刷ミスを減らす。	97.8%
④	会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らす。	100.0%
⑤	デスクネッツを活用し、電子メールや電子データ、回覧、ＤＭ等の活用により用紙の使用を抑制する。	97.4%
⑥	区長配布時の世帯配布はなるべく控え、班回覧や広報誌、ＨＰ、ＳＮＳ等の活用に努める。	80.6%
6 水道使用量削減		89.0%
①	水道の使用後は、蛇口を確実に締める。	100.0%
②	水洗トイレの水は無駄に流さないように努める。	100.0%
③	水を出したままにしない等、節水を心がける。	100.0%
④	自動水栓への切り替えを検討する。	55.9%
7 公共施設の省エネ化		78.1%
①	照明機器のＬＥＤ化を積極的に推進する。	73.3%
②	空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進する。	92.3%

③	施設の新改築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討する。	93.1%
④	施設の新設や大規模改修時には、複層ガラスなどの導入を検討し、施設の断熱化に努める。	88.2%
⑤	ＥＳＣＯ事業（※）や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図る。	43.8%
8 再生可能エネルギー設備の導入		**41.5%**
①	施設の新設や大規模改修時には、国・県等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。	61.5%
②	薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進する。	21.4%
9 施設の運用改善		**86.3%**
①	空調やポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、施設の省エネルギー化に向けた改善を図る。	80.6%
②	設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努める。	100.0%
③	空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。	85.3%
④	ボイラー設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努める。	95.7%
⑤	必要に応じボイラーの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努める。	89.5%
⑥	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統合や複合化、廃止及び解体等により総量の縮減を図る。	66.7%
10 グリーン購入の推進		**64.5%**
①	物品購入の際はグリーン購入法適用品の使用に努める。	58.8%
②	グリーン購入法適用品のコピー（ＰＰＣ）用紙の庁内使用等に努める。	70.3%
11 環境に配慮した設計・施工		**84.5%**
①	省エネルギー・省資源となる設計や廃棄物を抑制した施工など環境に配慮した設計・施工に努める。	83.3%
②	建築副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。	94.1%
③	公共施設や街路における緑化を推進する。	76.2%
12 その他の取り組み		**94.3%**
①	適正な事務分担と計画的な業務執行やＮＯ残業デーの実施により残業時間を減らし、日没後の電力消費削減に努める。	90.9%
②	光熱水費、燃料費等の使用状況を把握し、適正な予算執行に努める。	98.4%
③	張り紙の掲示等、節電、節水の周知に努める。	82.0%
④	チューブファイル等の事務用品の再利用に努める。	100.0%
⑤	指定管理者等による公共施設の管理者には、省エネルギーの取組みや廃棄物の発生抑制、資源化等、温室効果ガス削減のための行動や実績報告についての協力を依頼する。	100.0%

※ESCO 事業とは、省エネルギー改修を実施するための一手法で、改修に必要な費用を、省エネによる光熱費の削減分で賄う事業です。施設の省エネルギー改修の提案、設計、施工、管理、運用、場合によっては資金調達までをエネルギーサービス会社(ESCO)が提供します。また、ESCO 事業者は顧客に対して省エネ効果の保証を行うため、顧客は省エネルギーによる光熱費の削減額が確約されることになります。

具体的な取組項目以外で各課や各施設で取り組んでいること

・席を長く空けるときは、パソコンのモニターの電源を切る。（税務課）
・パソコンを使用しないときはモニターの電源を切る。（農業指導センター）
・空調器具の適切な温度設定、使用していない電化製品のコンセントを抜き待機電力削減に努めている。（雫石銀河ステーション）
・未使用時はパソコンの電源等を消す。店舗以外の照明は、必要の都度点けるよう心掛けている。（道の駅地域交流拠点施設）
・リサイクル可能な古紙やダンボール、ペットボトルなどはゴミとして出さず、リサイクル業者に回収してもらうようにしている。（町民憩いの家鶯宿集会所）
・施設内の照明は可能な限りＬＥＤに交換するようにしている。（町民憩の家鶯宿集会所）
・使用しない部屋の電気・空調機器を消す。消し忘れがないか職員同士声をかけ合う。（まちおこしセンター）
・空調機器に頼りすぎず、少し暑いくらいであれば窓を開ける。（まちおこしセンター）
・エアコンを使用できる時間の設定（御所小学校）
・職員会議、分掌部会等の資料のデータ化、ペーパーレス化。（雫石中学校）
・エアコン、電気暖房は職員室で集中管理なので、夕方一定の時間を過ぎたら電源を切っている。（雫石小学校）
・電気暖房は不要な部屋まで暖めることがないように、配電盤でスイッチを入れたり切ったりしている。（雫石小学校）
・館内のＬＥＤ照明化を行っている。（生涯文化スポーツ課）
・大会議室音響卓等、使用していない部屋の電気機器はプラグをコンセントから抜く。（生涯文化スポーツ課）
・館内表示にて施設利用者に節電を促している。（生涯文化スポーツ課）

取組結果からわかること

1　照明の省エネルギーに向けた取組割合は、約96％になっています。
2　空調の適正管理に向けた取組割合は、約91％になっています。
3　ＯＡ機器・家電機器の省エネルギーに向けた取組割合は67％で、ＯＡ機器・家電機器の退庁時や未使用時にコンセントを抜いている割合が低い状況となっています。
4　公用車の効率的運用に向けた取組割合は、約94％になっています。
5　用紙使用量の削減に向けた取組割合は、約95％になっています。
6　水道使用量の削減に向けた取組割合は、節水に関する取組項目では100％取り組まれていますが、水道の自動水栓への切り替えの検討は約56％に留まっています。
7　公共施設の省エネ化に向けた取組割合は、約78％になっています。
8　再生可能エネルギー設備の導入に向けた取組割合は、約42％に留まっています。
9　施設の運用改善に向けた取組割合は、約86％になっています。
10　グリーン購入の推進に向けた取組割合は、約65％に留まっています。
11　環境に配慮した設計・施工に向けた取組割合は、約85％になっています。
12　その他の削減に向けた取組割合は、約94％になっています。

４　活動量の比較

温室効果ガス排出に関する活動量は、次のとおりです。
全体の活動量の約84%と大部分を占める電気使用量は、前年度と比較して約２%減少しています。
また、施設の燃料使用量は約５%、自動車の燃料消費量は約20%、走行量は約９%の減少となっており、活動量としては前年より減少した結果となりました。

表４　温室効果ガス排出に関する活動量比較

種　　別			単位	基準年度（令和元年度）	令和４年度	令和５年度	R４・R５対比(%)
電気使用量			Kwh	6,272,698	5,683,640	5,553,800	-2.28%
燃料消費量	灯油		ℓ	217,188	204,182	189,721	-7.08%
	Ａ重油		ℓ	207,600	209,400	198,700	-5.11%
	ＬＰＧ		Kg	46,426	35,194	35,254	0.17%
	ガソリン		ℓ	32,625	27,282	24,888	-8.78%
	軽油		ℓ	87,269	87,321	69,126	-20.84%
自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	Km	158,039	114,195	119,564	4.70%
		軽乗用車	Km	93,665	70,749	142,222	101.02%
		普通貨物車	Km	0	0	145	-
		小型貨物車	Km	9,772	4,844	21,705	348.08%
		軽貨物車	Km	97,338	99,576	83,933	-15.71%
		特殊用途車	Km	3,787	3,627	850	-76.56%
	軽油	普通・小型乗用車	Km	25,003	35,370	22,259	-37.07%
		普通貨物車	Km	128,360	83,780	5,198	-93.80%
		小型貨物車	Km	0	0	0	-
		特殊用途車	Km	193,316	208,566	170,335	-18.33%
エアコン装備車使用			台	86	92	94	2.17%
エアコン装備車廃棄			台	3	3	2	-33.33%

５　活動内容別の温室効果ガス排出量の比較

前項の活動量に基づく温室効果ガス排出量は、次のとおりです。
前年度と比較して活動量が減少したことにより、排出量も全体では約７％の減少となっています。

表５　活動内容別の排出量比較

ガスの種類	種別	基準年度（令和元年度）（kg-CO_2）	令和４年度（kg-CO_2）	令和５年度（kg-CO_2）	Ｒ４・Ｒ５対比（％）
二酸化炭素（CO_2）	電気の使用	3,274,348	2,819,083	2,649,166	-6.03%
	灯油の使用	540,798	508,414	472,405	-7.08%
	Ａ重油の使用	562,596	567,474	538,477	-5.11%
	ＬＰＧの使用	139,278	105,581	105,762	0.17%
	ｶﾞｿﾘﾝの使用	75,690	63,297	57,741	-8.78%
	軽油の使用	225,156	225,287	178,347	-20.84%
メタン（CH_4）	自動車の走行	207	180	157	-12.78%
一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行	4,759	4,158	4,032	-3.03%
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ(HFC)	ｶｰｴｱｺﾝ使用	1,230	1,317	1,346	2.20%
	ｶｰｴｱｺﾝ廃棄	42	43	28	-34.88%
合計		4,824,104	4,294,834	4,007,461	-6.69%

※　温室効果ガスの計算方法は次のとおり。
　　各活動量×各温室効果ガスの排出係数×地球温暖化係数
　例えば、電気の場合は、
　　電気使用量（kwh）×東北電力の排出係数（0.477*）×二酸化炭素の係数
*環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数」より　（前年度は0.496）

図１　令和５年度排出量構成比

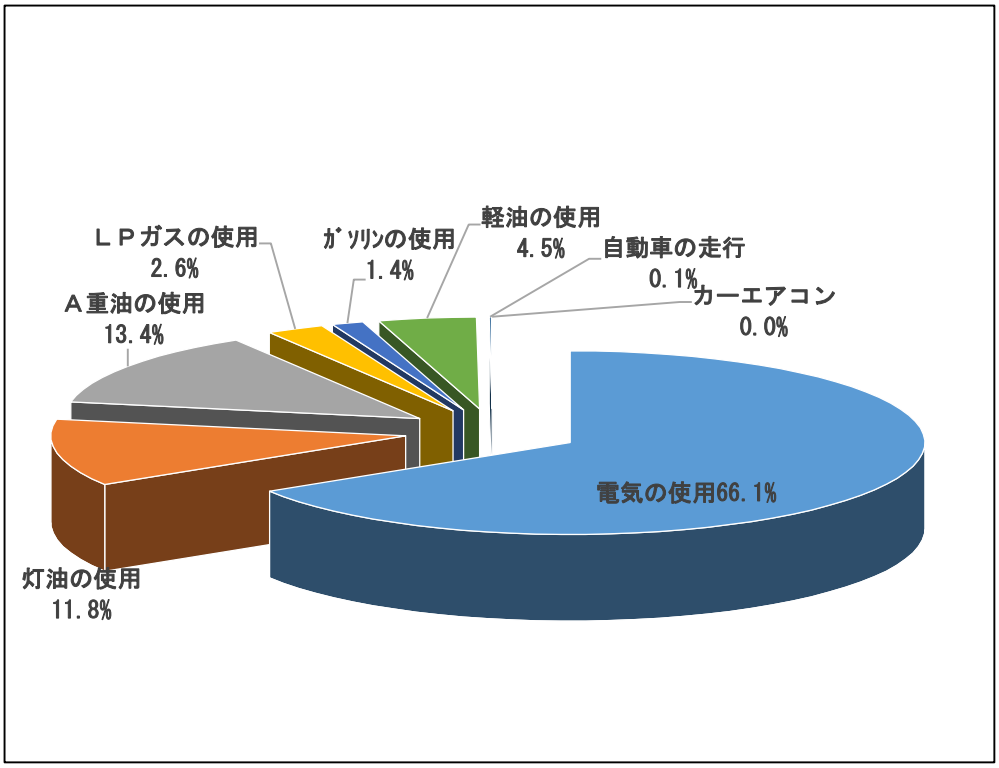

図２　基準年度（令和元年度）排出量構成比

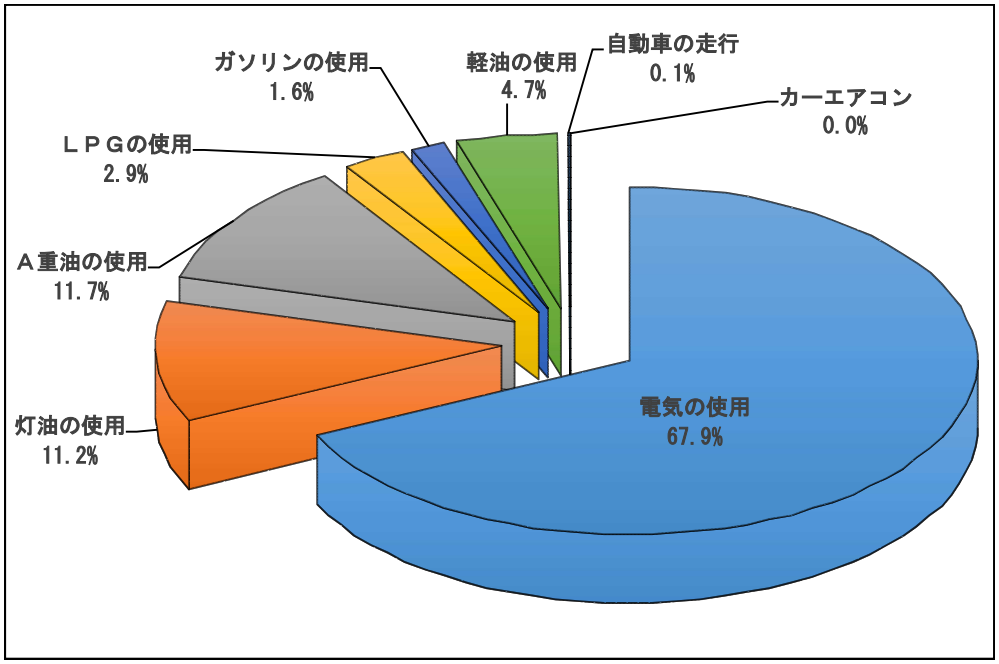

６　施設の種類別温室効果ガス排出量

施設の種類別の排出量のうち、教育文化施設については、鷺宿温泉スポーツセンターやいわて雫石アーチェリーセンターが本格運用されたことや、新型コロナウイルス感染症の影響が沈静化してきたことにより、中央公民館などの社会教育施設の活動量が増加したことから、前年度に比較して約63,862kg-CO_2の増加となりましたが、全体では約287,216kg-CO_2の減少となっています。

表６　施設別の排出量比較

組織・施設の種類	令和４年度 (kg-CO_2)	令和５年度 (kg-CO_2)	R４・R５比較 (kg-CO_2)
本庁舎	405,995	371,664	△ 34,331
事務所（駅前事務所、農業者トレーニングセンター、御所ダム管理事務所）	40,243	42,795	2,552
学校施設	841,973	724,660	△ 117,313
生活関連施設（火葬場、水道関係施設）	642,283	619,500	△ 22,783
観光施設	1,070,442	973,349	△ 97,093
保健福祉医療施設	308,187	283,908	△ 24,279
保育施設	39,274	38,329	△ 945
教育文化施設	433,483	497,345	63,862
その他の施設	512,797	455,911	△ 56,886
計	4,294,677	4,007,461	△ 287,216

図３　施設別排出量推移　　（単位：ｔ-CO_2）

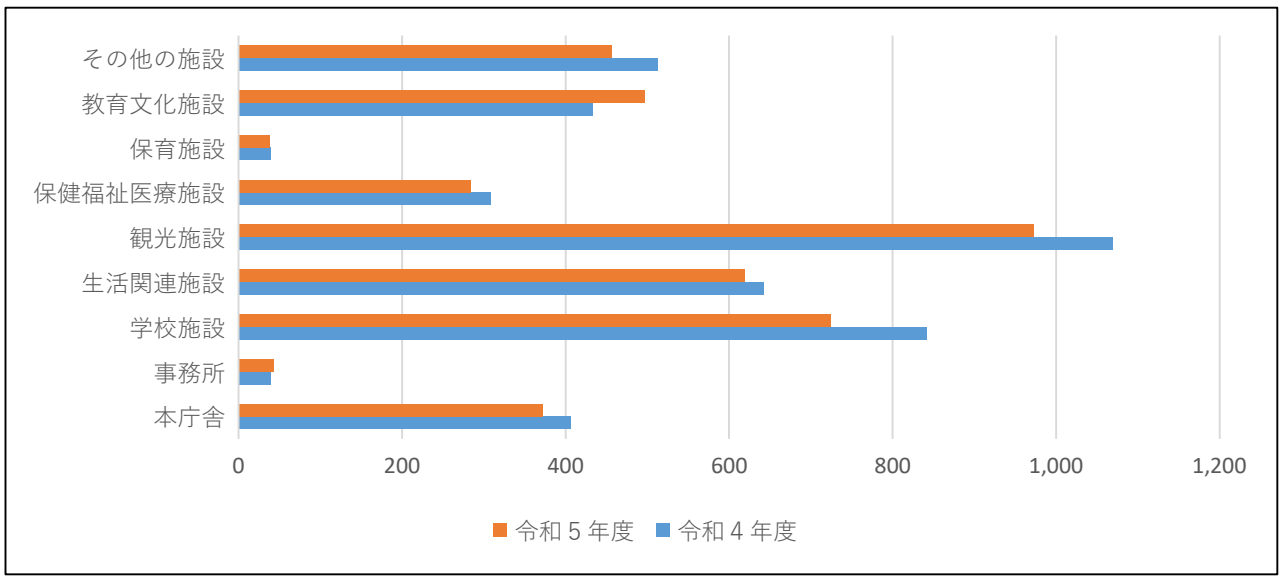

7　課・室ごとの温室効果ガス排出量

課・室ごとの排出量を比較したものです。
所管施設の移管による増減があるほか、主に、燃料使用量の減により大きく排出量が減少している部署がある一方、新型コロナウイルス感染症の鎮静化により活動量が増加した社会教育・社会体育施設所管課である生涯文化スポーツ課の排出量が増加しています。

表７　課・室ごとの排出量比較

組織・施設の種類	令和４年度 ($kg-CO_2$)	令和５年度 ($kg-CO_2$)	R4・R5比較 ($kg-CO_2$)
総合政策課	16,853	43,529	26,676
総務課	265,384	269,204	3,820
防災課	30,251	26,825	△ 3,426
税務課	—	—	—
出納課	—	—	—
町民課	—	—	—
環境対策室	91,843	91,126	△ 717
総合福祉課	34,482	31,564	△ 2,918
健康子育て課	272,949	251,476	△ 21,473
子ども子育て支援室	39,274	38,329	△ 945
農林課	245,980	225,304	△ 20,676
観光商工課	1,108,296	1,019,572	△ 88,724
地域整備課	220,563	146,892	△ 73,671
上下水道課	552,295	529,992	△ 22,303
雫石診療所	756	868	112
議会事務局	—	—	—
農業委員会	—	—	—
地域づくり推進課	117,211	—	△ 117,211
学校教育課	865,057	750,238	△ 114,819
生涯文化スポーツ課	433,483	582,542	149,059
計	4,294,677	4,007,461	△ 287,216

８　課・室ごとの電気料金・燃料費

課・室ごとに令和５年度の電気料金・燃料費をまとめたものです。電気や燃料等の使用量は全体として低減しており、令和４年度と比較すると約14,100千円の減額となっています。

表８　課・室ごとの電気料金・燃料費

（単位：円）

組織・施設の種類	電気	灯油	Ａ重油	ＬＰＧ	ガソリン	軽油	計
総合政策課	2,773,073	497,986		4,180			3,275,239
総務課	10,289,300	357,496	4,392,000	280,135	1,861,746	438,870	17,619,547
防災課	1,040,730	94,272		371,542	4,420	541,073	2,052,037
町民課環境対策室	656,399	4,283,706		108,336	24,206		5,072,647
総合福祉課	416,691	1,007,981		28,908	122,899		1,576,479
健康子育て課	14,972,600	1,309,864		41,712	154,727		16,478,903
子ども子育て支援室	1,474,297	745,535		674,320			2,894,152
農林課	12,376,651	509,706		295,007	421,204	2,473,649	16,076,217
観光商工課	32,881,533	6,361,881	10,515,900	3,577,276	423,088	446,202	54,205,880
地域整備課	5,722,068				172,036	4,365,403	10,259,507
上下水道課	32,580,001	4,920			569,382	86,324	33,240,627
雫石診療所					61,986		61,986
学校教育課	49,055,892	4,423,249	1,374,000	3,693,758	121,242	1,477,054	60,145,195
生涯文化スポーツ課	33,465,785	2,836,459	7,835,000	469,824	216,225	182,477	45,005,770
計	197,705,020	22,433,055	24,116,900	9,544,998	4,153,161	10,011,052	267,964,186

図４　課・室ごとの電気料金・燃料費

（単位：円）

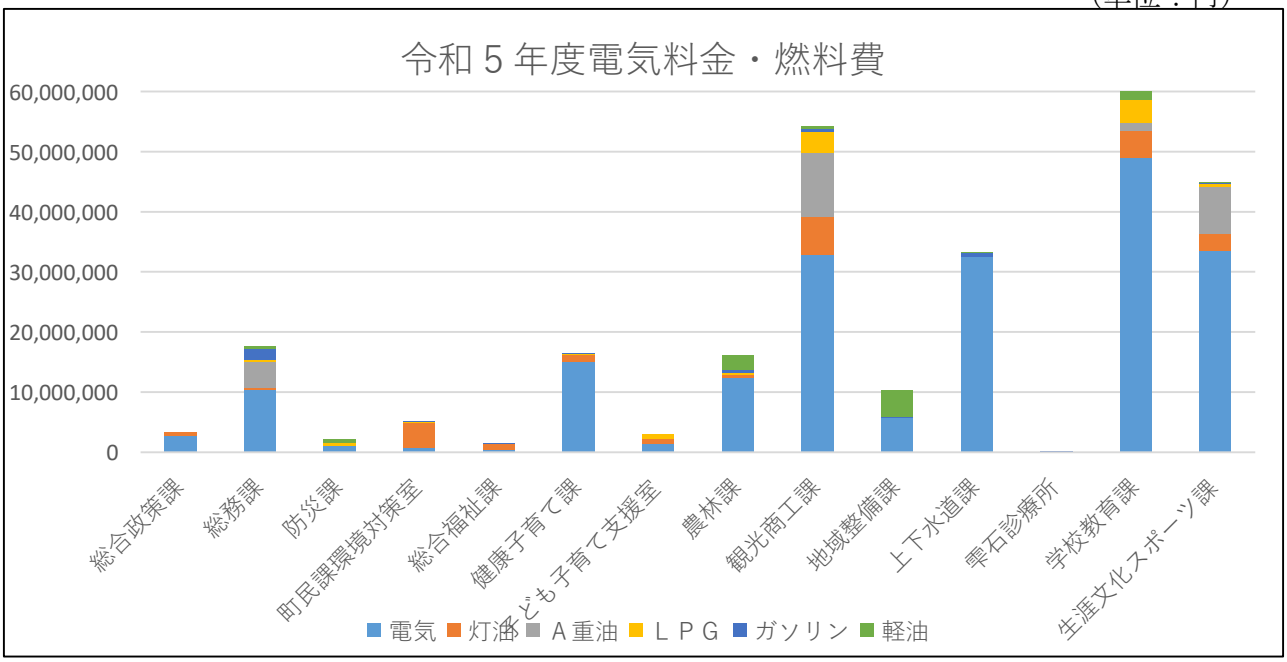

９　温室効果ガス排出量の目標達成状況

令和５年度の温室効果ガス排出量について、目標年度に対する数値目標の達成状況は次のとおりです。

表９　目標達成の状況

（単位：kg-CO2）

ガスの種類	種別	基準年度（R1）（kg-CO_2）	R5年度実績（kg-CO_2）	基準年度との増減量	目標年度（Ｒ７）	目標年度との増減量
二酸化炭素（CO_2）	電気の使用	3,274,348	2,649,166	△ 625,182	3,110,631	△ 461,465
	灯油の使用	540,798	472,405	△ 68,393	513,758	△ 41,353
	Ａ重油の使用	562,596	538,477	△ 24,119	534,466	4,011
	ＬＰＧの使用	139,278	105,762	△ 33,516	132,314	△ 26,552
	ｶﾞｿﾘﾝの使用	75,690	57,741	△ 17,949	71,905	△ 14,164
	軽油の使用	225,156	178,347	△ 46,809	213,898	△ 35,551
メタン（CH_4）	自動車の走行	207	157	△ 50	197	△ 40
一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行	4,759	4,032	△ 727	4,521	△ 489
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ(HFC)	ｶｰｴｱｺﾝ使用	1,230	1,346	116	1,169	177
	ｶｰｴｱｺﾝ廃棄	42	28	△ 14	40	△ 12
合計		4,824,104	4,007,461	△ 816,643	4,582,899	△ 575,438

10　第Ⅴ期計画における基準年度（Ｒ１年度）との比較

令和５年度における町の事務及び事業活動に伴い排出した温室効果ガス総排出量は、4,007t-CO_2で、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO2と比較すると16.9％（817t-CO_2）の減少となり、前年度同様、令和７年度の目標値を達成する結果となりました。

第Ⅴ期計画（令和３年度 ～ 令和７年度　目標５％以上削減）

（単位：ｔ-CO2）

年度	基準年度（Ｒ１年度）	Ｒ２年度（参考）	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	目標値（Ｒ７年度）
総排出量	4,824	4,661	4,293	4,295	4,007	4,583
基準年度増減率	―	-3.3%	-11.0%	-11.0%	-16.9%	-5.0%

11　総論

（１）令和５年度の温室効果ガス総排出量は、4,007t-CO_2でした。また、本計画の基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量4,824t-CO2と比較して16.9％（817t-CO_2）の減少となりました。

（２）電気の使用に伴う排出量は、2,649t-CO_2と前年度より350t-CO_2減少しています。

（３）灯油の使用に伴う排出量は、472ｔ－ CO_2と前年度より36ｔ－ CO_2減少しています。

（４）Ａ重油の使用に伴う排出量は、538ｔ－ CO_2と前年度より29ｔ－ CO_2減少しています。

（５）ＬＰＧの使用に伴う排出量は、106ｔ－ CO_2と前年度同様となっています。

（６）ガソリンの使用に伴う排出量は、58ｔ－ CO_2と前年度より6ｔ－ CO_2減少しています。

（７）軽油の使用に伴う排出量は、178ｔ－ CO_2と前年度より47ｔ－ CO_2減少しています。

12　今後の取組み

令和５年度は、基準年度である令和元年度に比べ、温室効果ガスの総排出量が16.9％削減という結果となり、年１％削減の目標は大きく達成し、第Ⅴ期計画の目標値である５％の削減も達成しています。

新型コロナウイルス感染症が沈静化し、社会経済活動が活発化してきたことにより社会教育・社会体育関係の活動量増加に伴い、温室効果ガスの排出量が増加しておりますが、暖冬であったことなどにより、全体として燃料使用量が減少したことに伴い温室効果ガス排出量の削減につながったものと推測されます。

現在、令和６年度中の策定を目指して、町民や事業者を含む地域全体の排出削減計画である雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）の策定作業を進めていますが、町や町民、事業者に期待される基本的な役割を明らかにするとともに目標達成に向けた施策・取組については、基本方針毎に重点施策や重点取組みを定めて推進していくことを基本に検討を進めています。

本実行計画（事務事業編）の計画期間は令和７年度までであることから、区域施策編との整合も図りながら次期計画を策定するものとし、庁内の連携・協力を図りながら計画の実効性を確保していきます。